

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年11月17日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会
千葉県済生会習志野病院
院長 小林 智

1. 入札に付する事項

(1) 件名

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会千葉県済生会習志野病院常駐警備業務

(2) 仕様書

※詳細については、別途配布する仕様書による

(3) 履行場所

千葉県習志野市泉町1-1-1

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会千葉県済生会習志野病院敷地内

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

2. 入札参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、入札参加者となることができない。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- ⑤ 当該物品購入等の入札日前6月以内に手形又は小切手を不渡りにした者
- ⑥ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ⑦ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ⑧ 共同企業体及び組合である者

- (2) 令和6・7年度版千葉県物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止措置及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を当該物品・委託等の公告日から開札日までの間、受けていない者
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 入札前提出書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ⑦ この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (5) 参加者は、入札申請書類提出時点で以下の要件を全て満たすこととする。
- ① 千葉県の令和6・7年度版物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者で、営業種目（委託）が「6：警備・受付・施設運営」であり、かつ入札参加希望地区が習志野市周辺であること。
 - ② 令和元年4月1日以降、400床以上の同一病院で警備業務を5年以上継続して受託した実績を有するもの。
 - ③ 業務責任者は、上記6－(5)②において、責任者として5年以上従事した経験がある者又は平成26年4月1日以降、400床以上の病院を10年以上継続して従事した者を3名以上配置すること。
 - ④ 配置する警備員は、400床以上の病院を5年以上継続して従事した者を配置すること

- ⑤ 施設警備業務 1 級検定合格者を 1 名以上配置すること。
- ⑥ 自衛消防業務講習終了者を 3 名以上配置すること。
- ⑦ 常駐する全ての警備員については、直接かつ恒常的な雇用関係を有すること。

また、提出した警備員を変更することが出来るのは、病気、退職、死亡等、真にやむを得ない場合に限るため、必ず、業務契約開始日には申請書類で提出している警備員を配置すること。

- ⑧ 本業務を統括する専任の管理責任者を選任すること。
- ⑨ ISO9001：2015品質マネジメントシステムの認証取得をしていること。
- ⑩ ISO27001：2014情報セキュリティーマネジメントシステムの認証取得をしていること。
- ⑪ 本業務の受託にあたり、事故等の不測の事態が発生した場合の対応のため、常駐する業務責任者 3 名以上は 60 分以内に到着できる者であること。
- ⑫ 本業務を受託担当する本店、支店又は営業所は、事故等の不測の事態が発生した場合の対応のため、60 分以内に到着できること。
- ⑬ 危機管理マニュアル及び災害発生時マニュアルが作成され、従事する警備員に対して教育が実施されていること。

※注 1 危機管理マニュアルは、当院の安全確保、資源の被害軽減、二次災害防止、業務早期復旧のための災害・危機管理対策に係る基準を定めるマニュアルとする。

※注 2 災害発生時マニュアルとは、乙の災害発生時に対処するための対策及び活動に係る基準を定め、災害対策組織の任務及び教育訓練等が制定されているマニュアルとする。

- ⑭ 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格停止となっていない者であること。
- ⑮ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑯ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- ⑰ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑱ 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、

暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に於いて同じ）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書（入札関係書類）の問い合わせ先

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会千葉県済生会習志野病院

所在地：千葉県習志野市泉町1-1-1

電話：047-473-1281

担当者：用度施設課 伊東

- (2) 入札参加希望者は、令和7年12月1日（月）午後3時00分までに別紙「一般競争入札参加確認申請書」（本公告に添付）を直接提出してください。確認申請の結果については、令和7年11月18日（火）以降に入札担当者情報に記載の電子メールアドレスに電子メールにより通知します。

ただし、参加資格「有」とした場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格の確認ができた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

- (3) 入札説明会

入札説明会等は実施致しません

- (4) 仕様書等の配布期間、場所及び方法

- ① 配布期間は、令和7年11月18日（火）から令和7年12月2日（火）の間であり、土曜、日曜及び祝日を除く午前10時00分から午後3時00分（ただし、午前11時30分から午後1時00分は除く）とする。

- ② 配布場所は、

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会千葉県済生会習志野病院

用度施設課とする。

- ③ 方法は、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」及び、「機密保持に関する誓約書」（本公告に添付）と引き換えに交付する。

- (5) 入札及び開札日時

令和7年12月12日（金）午前9時00分

- (6) 開札場所

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会千葉県済生会習志野病院

会議室1

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、上記3(4)の入札説明書(入札関係書類)に基づき上記2(2)の競争参加資格に関する証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は当院において審査するものとし、採用しうると判断した証明書等(入札前提出書類)を添付(提出)した入札書のみを落札対象とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約の相手方の決定方法

本件に示した案件を履行できると千葉県済生会習志野病院院長が判断した入札者であって、予定価格の範囲内で有効な入札を行ったものを交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から7日以内までに契約締結に至らなかった場合は、契約担当者は、交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。(詳細は入札説明書による。)尚、結果の公表については落札業者に対し、落札品目、落札価格をお伝えするものとし、その他の参加業者に対しては、価格や内訳に関する一切の内容はお伝えできませんので、ご承知おき下さい。また、全ての入札額が予定価格を下回らなかった場合は、随意契約交渉の権利を得られた業者名のみをお伝えします。

(6) 契約書の作成の要否

要